

## 第 38 1 回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和 6 年 2 月 2 7 日（火）15:00～

場 所：福岡県有明海水産会館

（柳川市三橋町高畑 271）

### 1. 開 会

### 2. 会長挨拶

### 3. 議 題

- （1）令和 6 年度さし網等漁業福岡佐賀相互入漁許可方針について（協議）
- （2）有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書について（協議）
- （3）農林水産大臣管轄漁場における漁業権漁業の資源管理の状況等の報告について（報告）
- （4）操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む佐賀、福岡両県の許可漁業について（報告）
- （5）その他

### 4. 閉 会

第381回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会出席者名簿

令和6年2月27日(火) 15:00~

委員

所 属	職 名	氏 名	備考
福岡佐賀有明海連合海区 漁業調整委員会	会長	半田 亮司	
	委員	梅崎 義己	
	"	今村 克博	
	"	平野 年吉	
	"	松藤 文豪	
	"	森田 幸寛	
	副会長	西久保 敏	
	委員	古賀 善治	
	"	井口 繁臣	
	"	中島 龍	
	"	川下 始	
	"	古賀 秀昭	

臨席者

所 属	職 名	氏 名	備考
水産庁 九州漁業調整事務所	所長	三野 雅弘	
	調整課課長	高安 治	
	調整課	工藤 尊世	
	調整課	高野はるか	
佐賀県有明海 漁業協同組合	指導部次長	中島 光	
	指導課	糸山 亮平	
福岡有明海漁業協同組合連合会	指導部長	植田 新	
佐賀県農林水産部水産課	漁業調整担当係長	寺田 雅彦	
佐賀県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	江口 泰蔵	
	主事	本間 智希	
福岡県農林水産部 水産局漁業管理課	漁業調整係長	上田 拓	
	技術主査	田中 慎也	
福岡県有明海区 漁業調整委員会事務局	事務局長	佐野 二郎	
	技術主査	吉田 幹英	
	主任主事	山田 菜美子	

令和6年度刺し網漁業等福佐相互入漁許可内容の概要

漁業種類・条件等		福岡県からの入漁（佐賀県知事許可）	佐賀県からの入漁（福岡県知事許可）
操業区域		佐賀県有明海（大臣管轄漁場を除く。）	福岡県有明海海域（大臣管轄漁場を除く。）
許可枠		120隻	120隻
許可の有効期間		令和6年7月1日～令和7年6月30日	令和6年7月1日～令和7年6月30日
操業旗の掲揚		操業時は佐賀県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (白色地に赤文字)	操業時は福岡県が定める標旗を掲揚しなければならない。 (青地に黒文字)
すずき 流し刺網 漁業	禁止区域	沖神瀬灯標を中心とした半径500m以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000mの点を中心とした半径500m以内の区域 (有共第2号及び第3号の区域内)	筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸に至る直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域
	網の総延長	530m（仕立上り）以下	530m（仕立上り）以下
	網の目合い	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上	一重網：11cm以上 三重網：外網30cm以上、内網11cm以上
	網の統数	一重網又は三重網のいずれか1統	一重網又は三重網のいずれか1統
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
えび三重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	300m（仕立上り）以下	300m（仕立上り）以下
	網の目合い	外網18cm以下、内網3.5cm以下	外網18cm以下、内網3.5cm以下 網丈2m以下
	網の統数	2統以内 (2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は300mを超えることはできない。)	2統以内 (2統を使用する場合、その漁具の総延長は300mを超えてはならない。)
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	漁業調整規則第55条に明記	
雑魚一重 流し刺網 漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の目合い	10cm以下 網丈6m以下	10cm以下 網丈6m以下
	網の統数	1統	1統 網は一重網
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
げんしき 網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内	
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	1統
	ボンデンに設置する旗		水面から1m以上の高さ、西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止	
固定式 刺網漁業	禁止区域	有共第2号及び第3号の区域内（第1種区画漁業権（ノリ養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180m及び90mの大船通し、大潮通しの区域においては、ノリ養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100m以内についても操業禁止）	ノリ養殖漁業時期は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大船通し、大船通し（矢部川、塩塚川等のみお筋を含む）
	網の総延長	450m（仕立上り）以下	450m（仕立上り）以下
	網の統数	1統	
	ボンデンに設置する旗	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒	水面から1m以上の高さ 上手側：赤、下手側：黒又は西側：赤、東側：黒
	漁具標識への記名	佐賀県漁業調整規則第55条に明記	
	その他		船舶の航行に支障を与えるような操業は禁止

## さし網等漁業福佐相互入漁許可船の操業旗(標旗)の概要

発行県: 佐賀県

佐賀県海域に入漁する福岡県船が掲揚

年度	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27	26
地	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄	オレンジ	白	黄
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(佐賀)	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒
入	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒	黒	赤	黒

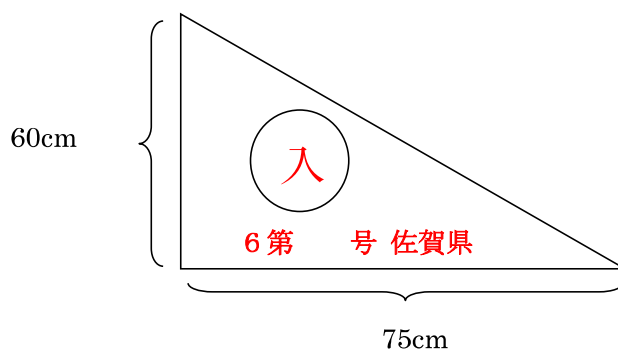
発行県: 福岡県

福岡県海域に入漁する佐賀県船が掲揚

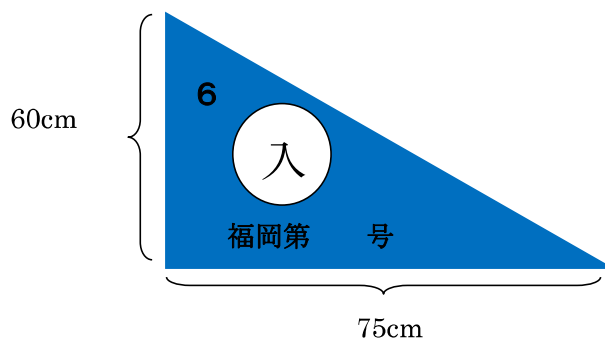
年度	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27	26
地	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤	緑	青	赤
円	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白	白
字(福岡)	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白	黒	黒	白
入	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤	赤	黒	赤

### ○令和6年度さし網等漁業 佐賀県入漁・福岡県入漁の標旗の色分け

佐賀県への入漁(福岡県船 福岡→佐賀)



福岡県への入漁(佐賀県船 佐賀→福岡)





刺し網漁業等福岡佐賀相互入漁許可実績一覧

(福岡県から佐賀有区への入漁)

漁協名	大川市 (旧大川, 大野島 及び上新田砦舎)			川口			浜武			沖端			柳川			血垣開			大和			両開			三里			合計																				
	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5																	
すずき流し刺し網							3	3	3	3	1	1	2	2															4	4	4	6	6															
えび三重流し刺し網	1	1	1	1							1	1	1	1	1												1	1	1	1	1																	
雑魚一重流し刺し網	4	3	3	3	3	2	2	1	4	4	4	1				1																	10	7	11	9	9											
固定式刺し網	35	33	32	32	29	9	9	9	9	13	15	16	17	16	21	21	21	23	2	2	2	2	2	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				86	86	86	86	86						
げんしき網																																																
計	40	37	36	36	33	15	15	15	14	14	15	16	21	23	23	23	22	22	24	3	2	2	2	3	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	103	100	104	104	104

(佐賀県から福岡有区への入漁)

漁協名(支所名)	佐賀県有明海 (諸富町)			佐賀県有明海 (南川副)			佐賀県有明海 (大野間)			佐賀県有明海 (佐賀)			佐賀県有明海 (東与賀町)			佐賀県有明海 (久保田町)			佐賀県有明海 (福高町)			佐賀県有明海 (新有明)			佐賀県有明海 (芦刈)			佐賀県有明海 (大浦)			合計																								
	年度	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5																								
すずき流し刺し網	5	5	4	4					9	10	10	10	11	10	9	9	10	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	3	3	3	1	1	1	1												1	1	30	30	30	31				
えび三重流し刺し網	2	2	2	2																																													1	1	2	2	3	3	
雑魚一重流し刺し網	4	4	3	3	3				2	3	3	3	7	7	5	4	4										2	2																						1	1	13	14	13	13
固定式刺し網	24	25	24	23	23	1			2	4	3	13	11	15	17	17	1				1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	7	3	4	5	1						4	3	4	50	43	55	57	56			
げんしき網	10	10	10	10	10													5	5	3	3	3																									1		15	15	14	14	13		
計	45	46	44	42	42	1			2	4	3	24	24	28	30	30	23	22	18	16	17	3	3	3	3	3	3	3	6	7	6	3	3	3	7	3	4	5	1						4	7	7	110	104	114	117	116			

当該漁期末における有効許可件数。  
ただし、令和5年度については、令和6年1月31日現在で有効な許可数。

令和6年度刺網漁業等福佐相互入漁（佐賀県有明海区への入漁）許可方針（案）

第1 制限措置

1 漁業種類

佐賀県有明海区に入漁する漁業種類は、すずき流し刺網漁業、えび三重流し刺網漁業、雑魚一重流し刺網漁業、固定式刺網漁業及びげんしき網漁業とする。

なお、潜水器漁業は、別途取り扱うこととし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議する。

2 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

120隻

3 船舶の総トン数

制限なし

4 推進機関の馬力数

制限なし

5 操業区域

佐賀県有明海（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

6 漁業時期

1月1日から12月31日まで

7 漁業を営む者の資格

- (1) 福岡県において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者
- (2) 福岡県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者
- (3) 佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 適切な資源管理を實踐できる者
- (5) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

令和6年7月1日から令和7年6月30日まで

第3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間は、令和6年4月25日から令和6年5月31日までとする。
- 2 7月、10月、翌年1月の各月の末日時点において、有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数が120件に満たないときは、残枠について各月の翌月1ヶ月間を新たな申請すべき期間として追加する。ただし、この場合において、申請すべき期間の最終日が閉庁日となるときは、その次の開庁日までを申請すべき期間に加える。

第4 許可の基準

申請すべき期間に受付けた申請の数が、許可又は起業の認可をすべき船舶の数を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。

ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前回の許可の有効期間中に申請に係る漁業許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
- (2) 申請に係る漁業と同一の福岡県の漁業許可を有している者
- (3) 申請に係る漁業以外の福岡県の漁業許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

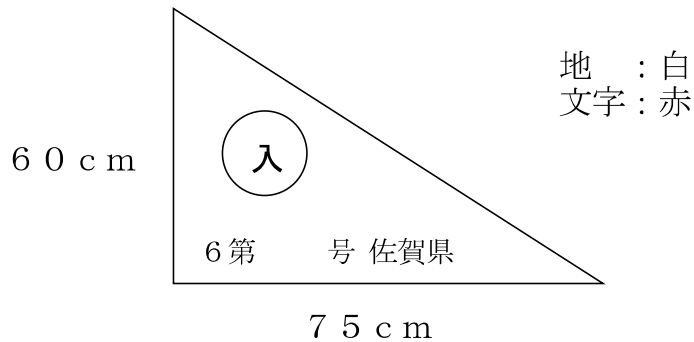
第5 条件  
別紙のとおり

(すずき流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、530メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上とする。
- 3 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

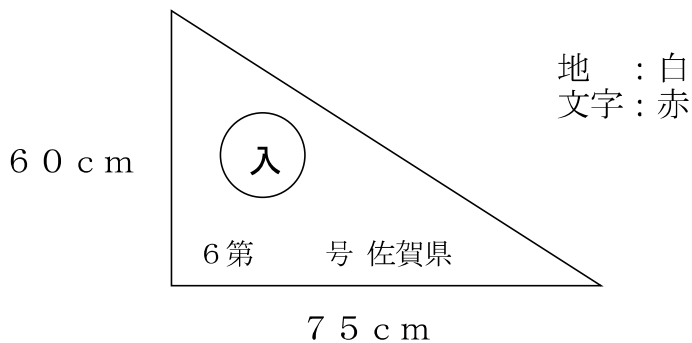
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(えび三重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 一隻が使用する網の総延長は、300メートル（仕立上り）以下とし、網の目合は外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は2統までとする。（2統を使用する場合においても、その合計の網の総延長は、300メートルを超えることはできない。）
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

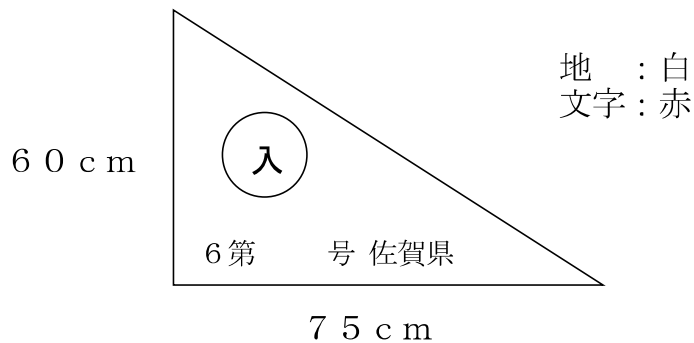
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(雑魚一重流し刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とし、網丈は6メートル以下、網の目合は10センチメートル以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 5 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

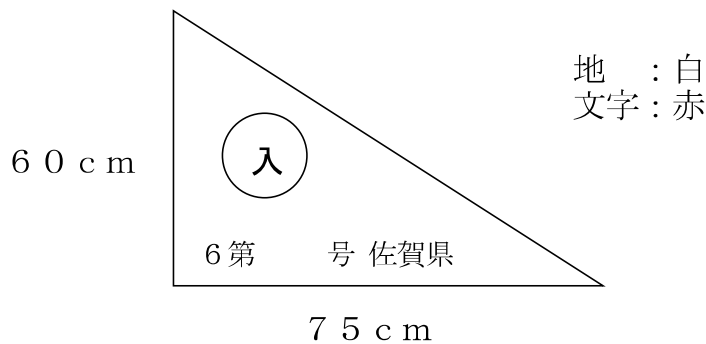
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(固定式刺網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 第1種区画漁業権（のり養殖業）漁場及び当該漁場周辺に設けられた180メートル及び90メートルの大船通し、大潮通しの区域においては、のり養殖業の操業期間中は、養殖施設の周囲100メートル以内では操業してはならない。
- 3 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 4 使用する漁具は1統でなければならない。
- 5 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。
- 6 ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。

(標旗)



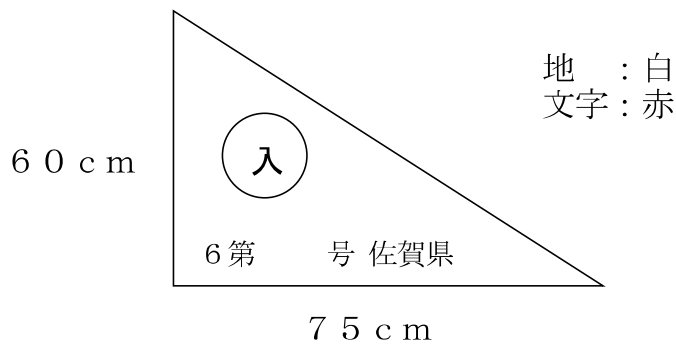
(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>  
第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。  
2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。

(げんしき網 入漁)

条件

- 1 沖神瀬灯標を中心とした半径500メートル以内の区域及び夜灯鼻灯台から真方位45度00分、1,000メートルの点を中心とした半径500メートル以内の区域では操業してはならない。
- 2 使用する網の総延長は、450メートル（仕立上り）以下とする。
- 3 使用する漁具は1統でなければならない。
- 4 操業の際は、佐賀県が定める標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

(標旗)



(参考：はえ縄漁業等の漁具の標識について) <佐賀県漁業調整規則>

第55条 はえ縄漁業、げんしき網漁業、固定式刺網漁業及び刺網漁業に従事する操業責任者は、その操業中、幹縄又は網の両端に、水面上1メートル以上の高さのボンデンをつけ、幹縄又は浮子網の中間に300メートルごとに浮標をつけなければならない。この場合、夜間においては、当該ボンデンに1キロメートル以上離れた場所から認識できる電灯その他の照明を掲げなければならない。

2 前項に規定する漁具の標識には、当該漁業を営む者の氏名又は名称及び住所を記載しなければならない。



## 刺し網等漁業福佐相互入漁 (福岡県海域への入漁) 許可方針

### 1 制限措置に関する事項

#### (1) 許可枠及び住所要件

次表のとおり許可する船舶等の数の上限を設ける。漁業許可は次表に掲げる住所を有する者（漁業協同組合に加入している者については、その漁業協同組合の住所に読み替えるものとする。）に対してのみ行うこととする。

漁業種類	許可する船舶等の数の上限	住所要件
えび三重流し刺し網	全漁業種類合計で 120隻	佐賀県有明海区の海面に沿う市町、又はそれに隣接する市町に住所を有する者
すずき流し刺し網漁業		
雑魚一重流し刺し網漁業		
固定式刺し網漁業		
げんしき網漁業		

#### (2) 船舶の総トン数 定めなし

#### (3) 推進機関の馬力数 定めなし

#### (4) 操業区域 福岡県有明海海域（農林水産大臣管轄漁場を除く。）

#### (5) 漁業時期 1月1日から12月31日まで

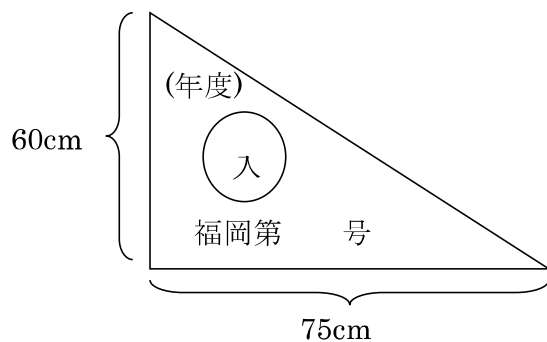
### 2 許可の有効期間

1年又は一斉更新までの残存期間とする。

### 3 条件

別記漁業種類ごとの記載のとおり。なお、標旗の色については別に定める。

※ 参 考：標旗の様式



#### 4 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、毎年の漁期終了後の翌月末日までに報告すること。

#### 5 その他

福岡県海域に入漁する漁業種類については、えび三重流し刺し網漁業、すずき流し刺し網漁業、雑魚一重流し刺し網漁業、げんしき網漁業及び固定式刺し網漁業に限る。また、潜水器漁業は別途取扱いとし、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会で協議するものとする。

#### 附 則

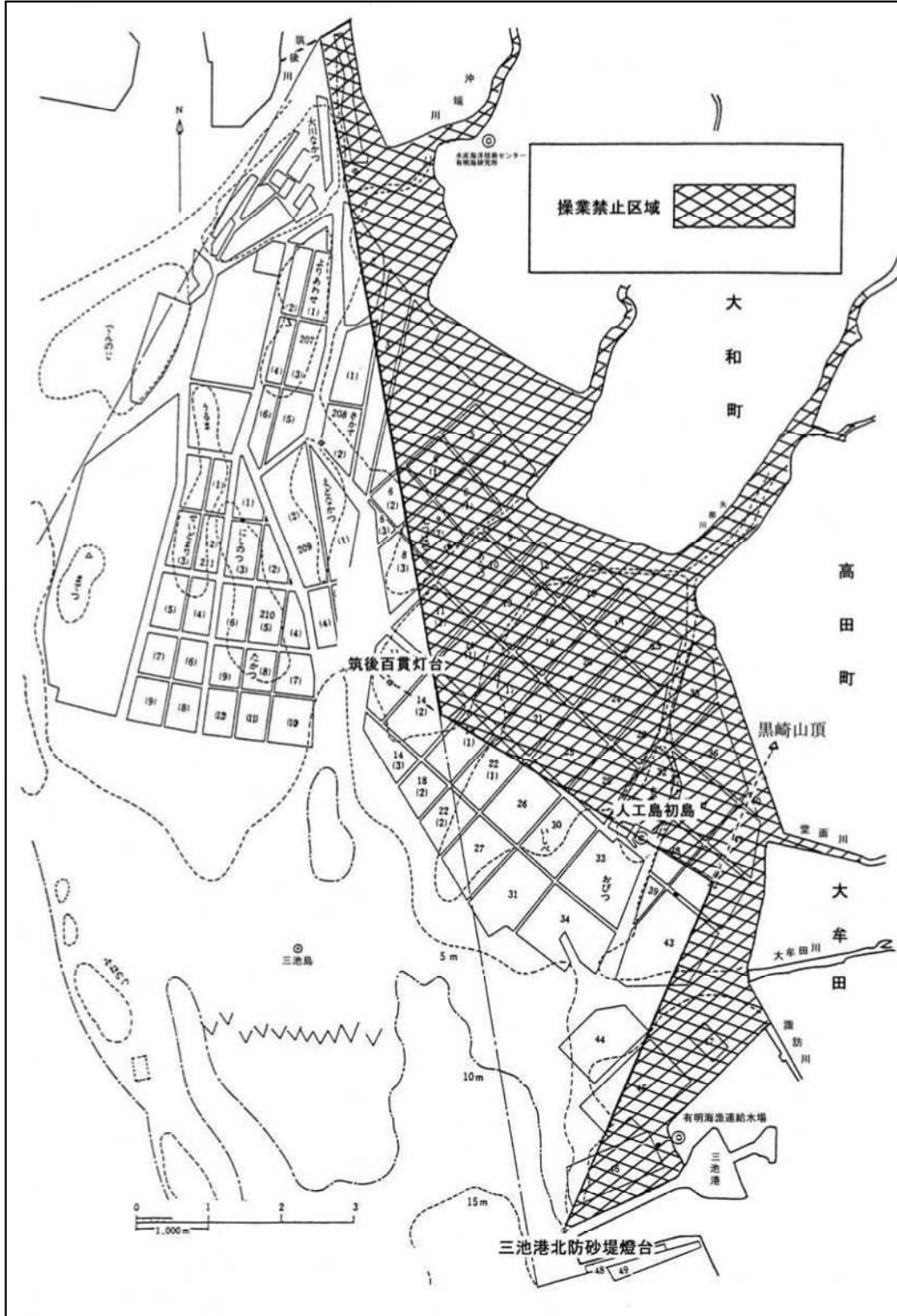
この許可方針は令和2年12月1日から施行する。

## 【すずき流し刺し網漁業】

### ○条件

1. 筑後百貫灯標から人工島初島中心を経て陸岸にいたる直線以北及び三池港北防砂堤灯台から黒崎山頂を見通した直線以東の有共第1号漁業権漁場内の海域においては操業してはならない。
2. 網の目合は、一重網は11センチメートル以上、三重網は外網30センチメートル以上、内網11センチメートル以上でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、530メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、一重網又は三重網のいずれか1統でなければならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【すずき流し刺し網漁業操業可能区域】



## 【えび三重流し刺し網漁業】

### ○条件

1. 網の目合は、外網18センチメートル以下、内網3.5センチメートル以下でなければならない。
2. 網丈は、2メートル以下でなければならない。
3. 1隻が使用する網漁具の総延長は、300メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
4. 使用する漁具は、2統以内でなければならない。2統を使用する場合、その漁具の総延長は300メートルを超えてはならない。
5. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
6. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

## 【雑魚一重流し刺し網漁業】

### ○条件

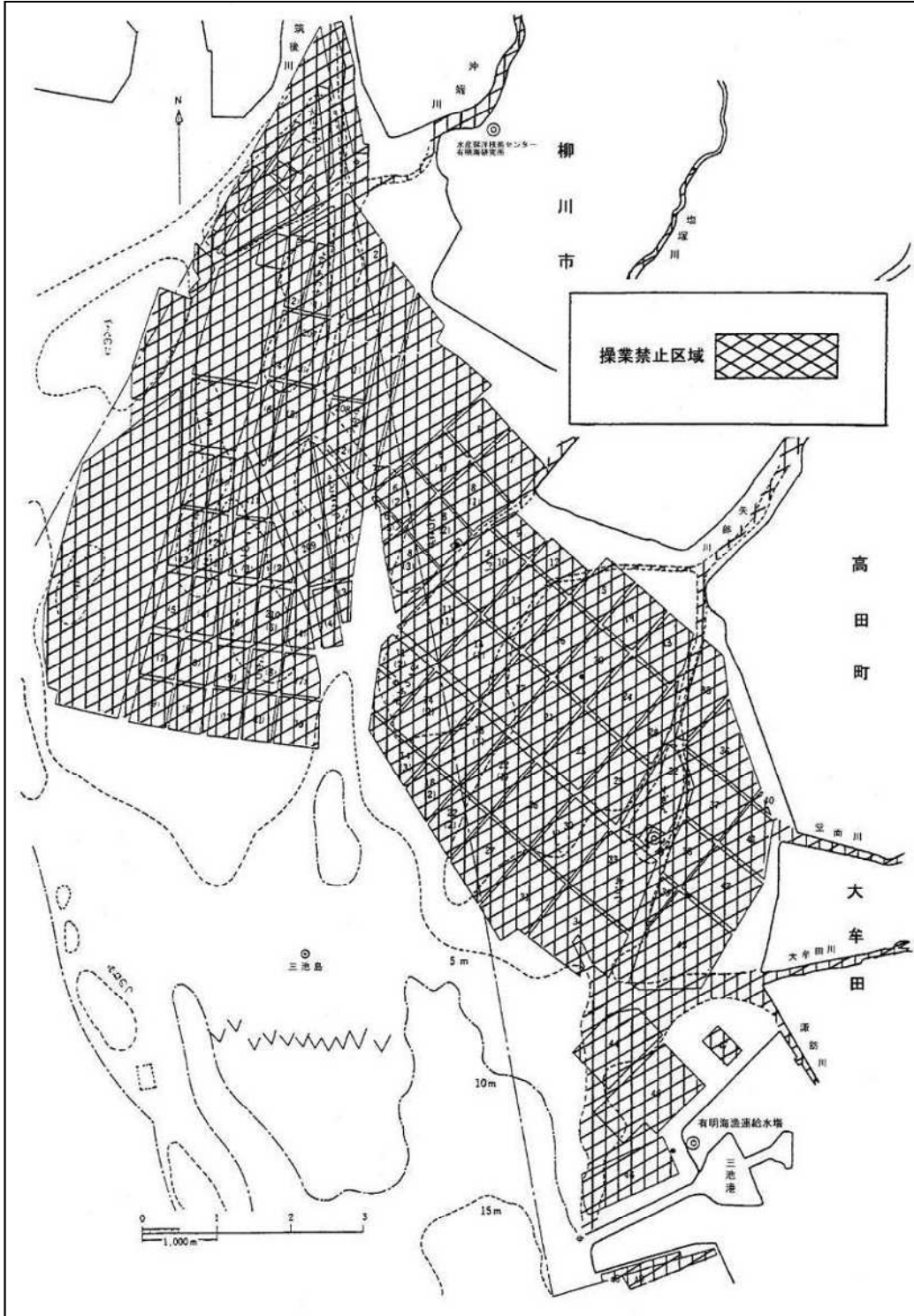
1. 網は、一重でなければならない。
2. 網の目合は、10センチメートル以下でなければならない。
3. 網丈は、6メートル以下でなければならない。
4. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
5. 使用する漁具は1統でなければならない。
6. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
7. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

## 【固定式刺し網漁業】

### ○条件

1. のり養殖業の漁業期間は、第1種区画漁業権漁場内及びその周辺に設けられた免許区域外の大潮通し、大船通し（矢部川、塩塚川等の滞筋を含む。）においては、操業してはならない。
2. 1隻が使用する網漁具の総延長は、450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1m以上の高さに設置し、旗色は「上手側：赤、下手側：黒」又は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

【固定式刺し網漁操業可能区域】





## 【げんしき網漁業】

### ○条件

1. 1隻が使用する網漁具の総延長は450メートル（仕立て上り）以下でなければならない。
2. 使用する漁具は1統でなければならない。
3. ボンデンに設置する旗は水面から1メートル以上の高さに設置し、旗色は「西側：赤、東側：黒」にしなければならない。
4. 船舶の航行に支障を与えるような操業をしてはならない。
5. 操業の際は、標旗を船舷上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない。

## 「中島川（矢部川）みおすじ」の位置について

### 1. 福佐連調委における関係漁場に係る協議

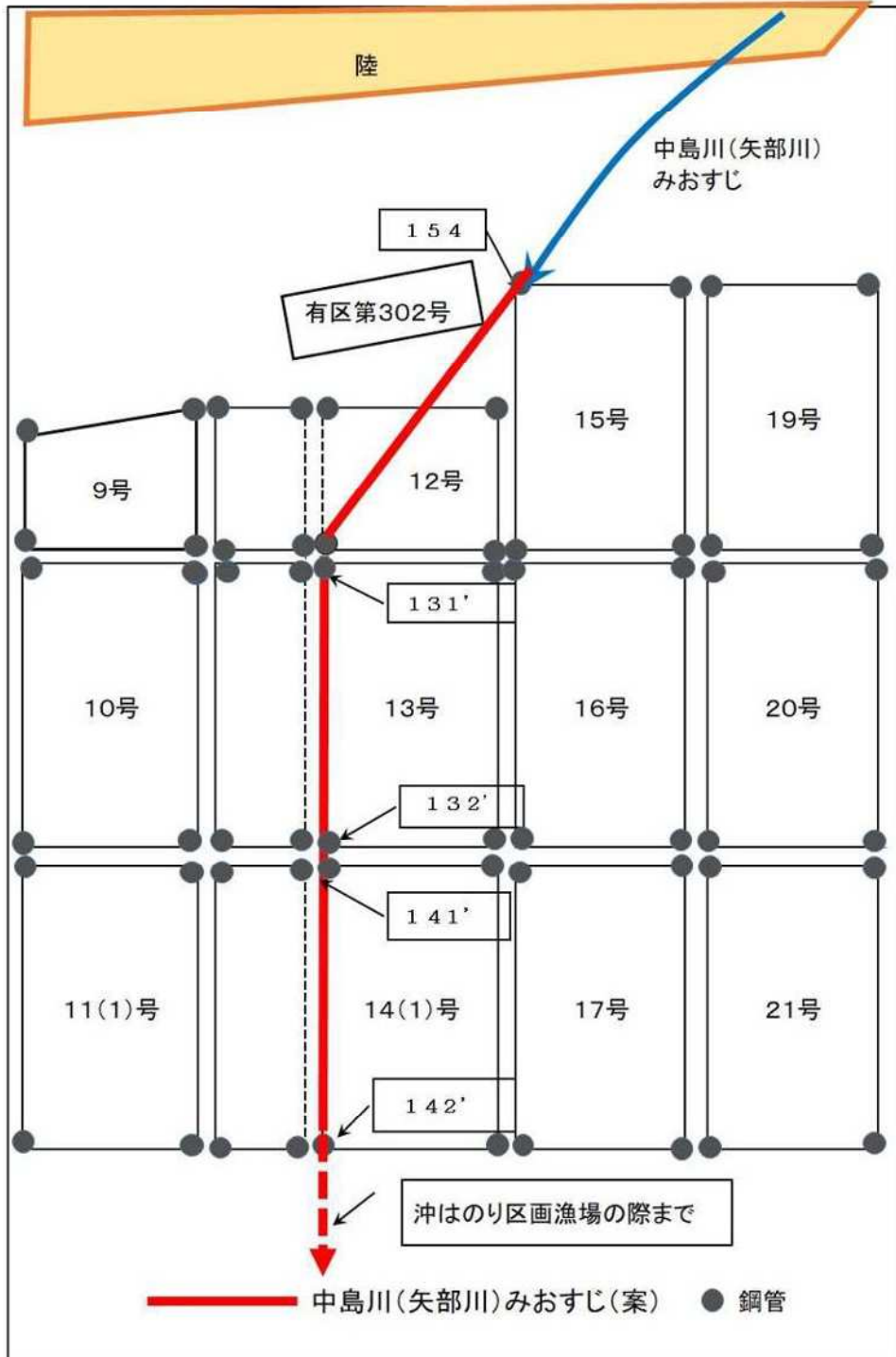
- (1) 平成 2 9 年 9 月 2 8 日 第 3 6 2 回福佐連調委
- ・「中島川（矢部川）のみおすじ」と「あばきのたお」の明確な場所を明確にするため、両県行政に、関係する資料を収集し協議を行うよう付託
- (2) 平成 3 0 年 8 月 2 2 日 第 3 6 7 回福佐連調委
- ・「あばきのたお」の位置を決定
  - ・「中島川みおすじ」について、行政間では意見が一致しなかったことを報告。連調委でも結論に至らず。
  - ・「中島川みおすじ」については、両県で再度、調査し協議を行うことを決定
- (3) 令和 5 年 2 月 2 1 日 第 3 7 8 回福佐連調委
- ・過去の地図に示された 3 本のみおのうち、中央のみおを「中島川（矢部川）みおすじ」とすることを確認
  - ・両県で調査・検討を行い、現在の漁場図にその位置を示し、その後の福佐連調委で報告することを決定

### 2. 令和 5 年度行政間協議の経緯

- (1) 令和 5 年 6 月 9 日 第 1 回行政間協議（佐賀市）
- ・沿岸で終わっている中島川のみおすじの末端から先についても線を設定すること、線の設定は漁場図や現場海域で位置が確認可能とするため、原則のり区画漁業権漁場の 4 隅に設置している鋼管を基点として用いることを決定。
- (2) 令和 6 年 1 月 1 2 日 第 2 回行政間協議（唐津市）
- ・佐賀、福岡双方からの案について協議。
  - ・両案のどちらにするか結論に至らなかったが、協議の中で両県案の中間にあり、見通しとなる鋼管も設置されている潮通しを「中島川みおすじ」とする案について、持ち帰り検討することとした。
- (7) 令和 6 年 1 月 2 5 日 第 3 回行政間協議（柳川市）
- ・「中島川（矢部川）のみおすじ」の終点に最も近い鋼管 1 5 4 と有区第 1 3 号に設置された鋼管 1 3 1' を結ぶ直線及び鋼管 1 3 1' から鋼管 1 4 2' を結ぶ直線（有

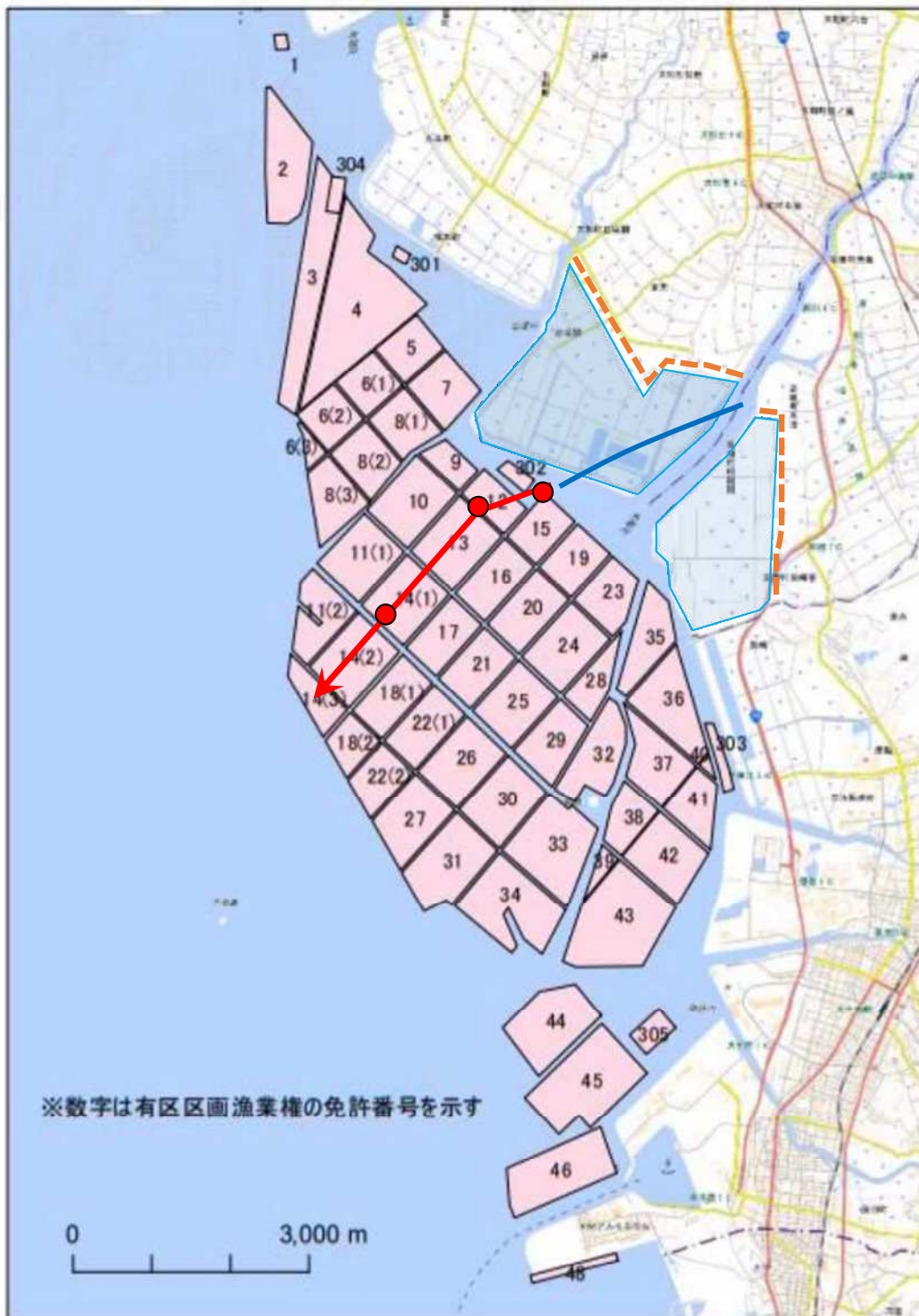
区12号から有区14(1)号内の潮通しの東側の線」(下図参照)を両県行政として中島川(矢部川)みおすじとすることを決定。

(両県合意案)

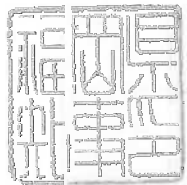


【中島川（矢部川）みおすじ（案）】

### 福岡県有明海区区画漁業権漁場図



- 過去の中島川（矢部川）みおすじ
- 過去の陸岸
- 中島川（矢部川）みおすじ（案）
- 鋼管



# 協 定 書

令和5年2月21日

## 有明海における佐賀、福岡両県の漁業調整に関する協定書

佐賀県知事、佐賀県有明海区漁業調整委員会、福岡県知事及び福岡県有明海区漁業調整委員会は、水産庁九州漁業調整事務所を立会人として、漁場に生活する両県漁民が漁場の秩序を維持し、安堵して生業に励み紛議が起こらないことを祈念して、ここに有明海の一部漁場を農林水産大臣が一時管轄することを認め、「有明海における佐賀福岡両県の漁場計画樹立方針に関する覚書」の趣旨を尊重し、次の事項を承認するとともに、誠実にこれを遵守することを協定する。

(農林水産大臣の管轄する漁場の範囲及び行う事項)

第1条 農林水産大臣の管轄する漁場は、次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域とする。

点ア 福岡県柳川市七ツ家の南西角(有明海の福岡、佐賀両県漁場境界標石柱)と佐賀県佐賀市川副町大字大詫間字元治瀬の南東角(有明海の佐賀、福岡両県漁場境界標石柱)とを結んだ直線上の中央点(筑後川川口中央)

点イ 点アと三角岳頂上を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点ウ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、福岡、熊本両県の県境と夜灯鼻燈台を結んだ直線との交点

点エ 点アと雲仙岳一等三角点を結んだ直線と、竹崎島南西端と福岡、熊本両県の県境を結んだ直線との交点

点オ 点アと竹崎島東端を結んだ直線上、竹崎島東端から1,000メートル北の点

2 農林水産大臣の管轄する漁場において、農林水産大臣が自ら行う県知事の権限の範囲は、漁業の免許に関するものに限るものとする。

(連合海区漁業調整委員会の設置)

第2条 両県の有明海区漁業調整委員会は、漁業法第147条第4項の規定に基づき、福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会（以下「福佐委員会」という。）を組織し、有明海における漁業調整に関する事項を処理するものとする。

なお、両委員会の構成及び運営については、同委員会事務規程で定める。

(漁業の免許の事前調整)

第3条 両県の知事は、漁場計画樹立にあたって、その決定に先立ち、福岡県地先においては、柳川市大和町地先中島川（矢部川）みおすじ以西の区域、佐賀県地先においては、佐賀市東与賀町地先あばきのたお以東の区域（以下「関係漁場」という。）の計画については、福佐委員会の意見を聴くものとする。

(共同漁業に関する事項)

第4条 農林水産大臣の管轄する漁場における共同漁業については、福岡有明海漁業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合の共有として免許を受け、この漁場以外の海域における共同漁業については、両県の知事が、それぞれの地先について免許するものとし、相手県の漁業協同組合に対しては、原則として平等に入漁権を設定するものとする。

なお、両県は次の各号に掲げる措置をとる。

- (1) 入漁権設定契約にあたっては、各漁業種別の実績を認めるほか、両県漁民の取り扱いの公正を期すること。
- (2) 両県に関係がある漁業の取り扱いについて差異が生じる場合は、事前に福佐委員会で協議し、その統一を図ること。

(区画漁業に関する事項)

第5条 農林水産大臣の管轄する漁場における区画漁業は、農林水産大臣の免許を受け、同漁場以外の海域における区画漁業は、両県の知事がそれぞれの地先について免許するものとする。両県は、漁場計画樹立の場合はもちろん漁業権行使の場合においても、関係漁場につき福佐委員会がその位置、区域及び行使内容を明確にする権利を有し、義務を負うことを認めるとともに、次の各号に掲げる事項を確認する。

- (1) 稚貝が多量に発生する区域は、区画漁業の漁場として計画を樹てないこと。

(2) 第3種区画漁業である貝類養殖業の漁場区域内に、たいらぎ等区画漁業の内容となっていない貝類が大発生した場合は、福佐委員会が協議のうえ、当該貝類の採取について公正な措置をとること。

(3) 農林水産大臣の管轄する漁場と知事の管轄する海域にまたがる漁場の区画漁業については、原則としてその漁場の管轄を異にする面積の大小により、その大きい面積を管轄する者の管轄に入れるものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、この限りでない。この場合は、福佐委員会に諮り公正な措置をとること。

(許可漁業に関する事項)

第6条 両県の知事は、許可に係る漁業の操業区域が農林水産大臣の管轄する漁場を含む場合には、許可に際し、福佐委員会の意見を聴き、相手県の知事と協議し、その同意を得たうえで許可するものとする。

2 両県の知事は、農林水産大臣の管轄する漁場以外の海域における両県の許可漁業については、従来の実績を認め、両県漁民の取り扱いの公正を期するとともに、必要のある場合は、あらかじめ、福佐委員会の意見を聴いて、統数その他の制限事項を定めるものとする。

3 両県は、本条の実施を円滑にするため、常に緊密な連絡協調を保ち、特に農林水産大臣の管轄する漁場における漁業に関し、両県の取り扱いが異なるものについてはなるべく早い時期に両県において協議し、同一の取り扱いができるよう努力する。

(その他の事項)

第7条 農林水産大臣の管轄する漁場における漁業については、両県ともに漁業資源の愛護と漁業秩序の確保に努める義務を負うことを認め、問題が起きた場合は、福佐委員会で協議のうえ、適正な措置をとる。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、令和5年9月1日から5か年とする。

以上のとおり各項目について双方の意見の一致をみたが、両県は本協定があくまで臨時的措置であることを認め、不断に有明海沿岸漁業の自然的条件及び社会

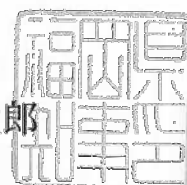


的経済的條件の考究に努めて、速やかに最終的妥協点に到達するよう努力することを誓約し、本書5通を作成のうえ、両県、両県有明海区漁業調整委員会及び水産庁は各1通をそれぞれ保有するものとする。

令和5年2月21日

福岡県知事

服部 誠太郎



福岡県有明海区漁業調整委員会会長

半田 亮司



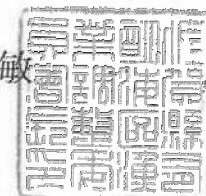
佐賀県知事

山口 祥義



佐賀県有明海区漁業調整委員会会長

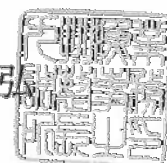
西久保 敏

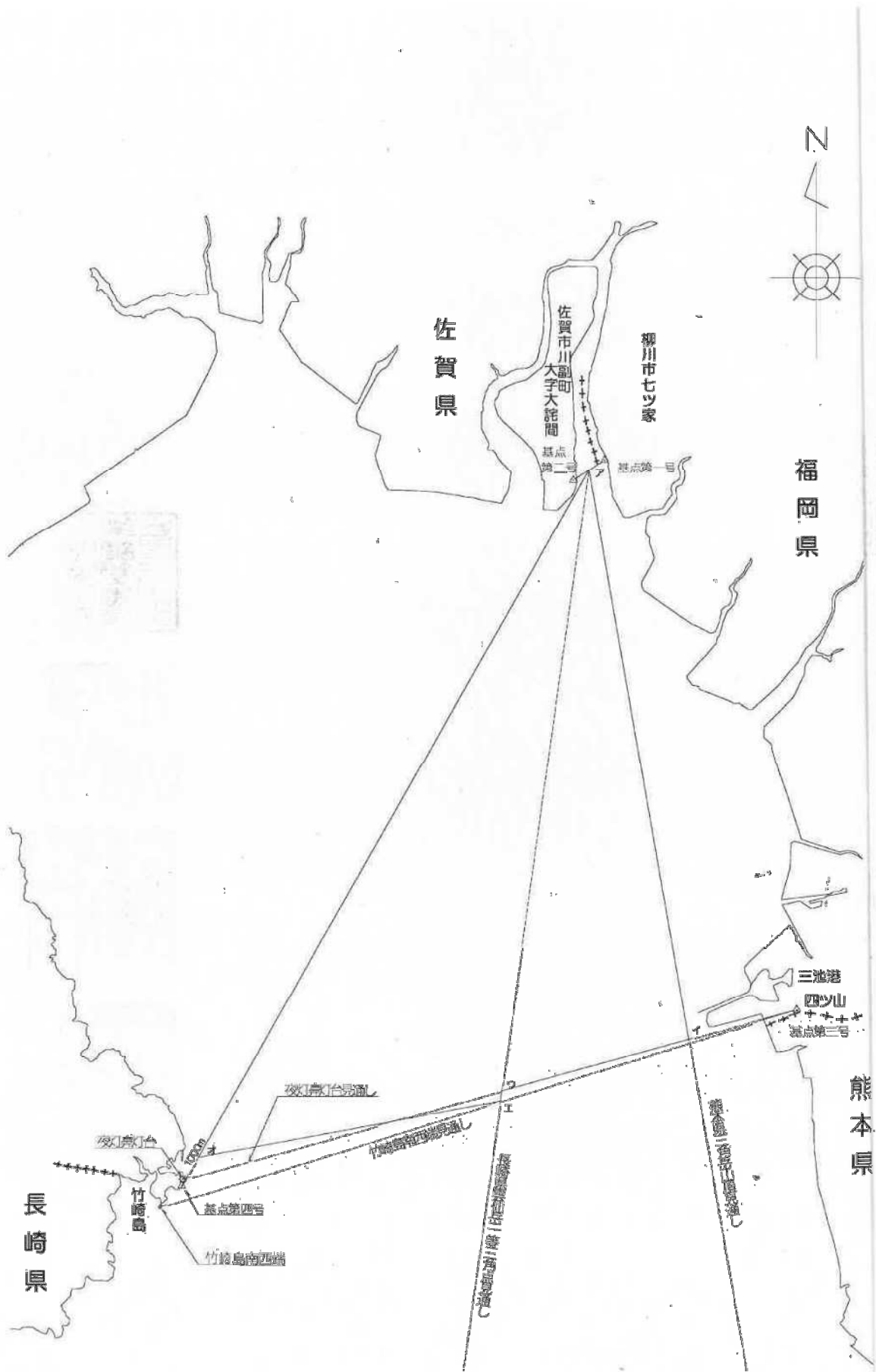


(立会人)

水産庁九州漁業調整事務所長

三野 雅弘





5水管第2612号  
令和6年1月23日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

福岡有明海漁業協同組合連合会、大川市漁業協同組合及び川口漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

【共同漁業権】

報告対象期間:令和4年6月1日～令和5年5月31日

(1) 免許番号等		(2) 漁業権の内容	(3) 漁業の名称	(4) 漁業時期		(5) 漁場の活用の状況		(6) 組合員行使権		(7) 資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況			
農共1号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日	31,320日 【※】	あさり漁獲量 13,530kg(うち農共2,000kg) もがい漁獲量 18,612kg しおふき漁獲量 26,135kg にし・その他貝類漁獲量 5,000kg(うち農共3,000kg) 【※】	261人 【※】	1,613人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・休漁日の設定 ・保護区の設定 ・資源量が著しく減少している魚介類の採捕禁止 ・漁具の制限 ・体長制限 2. 資源維持、増殖等のために実施している取組 ・漁場清掃 ・食害対策試験、有害生物の駆除 ・生息調査 ・天然採苗器の設置、追跡調査 ・稚貝等放流、移植 ・母貝育成等による生息域拡大技術の試行 ・種苗放流 3. その他の取組 ・密漁監視	○	適切かつ有効に活用されている。
			あさり漁業	1月1日	12月31日							
			からすがい漁業	1月1日	12月31日							
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日							
			ばい漁業	1月1日	12月31日							
			あかがい漁業	1月1日	12月31日							
			くまさるほう漁業	1月1日	12月31日							
			もがい漁業	1月1日	12月31日							
			にし漁業	1月1日	12月31日							
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日							
			しおふき漁業	1月1日	12月31日							
			あげまき漁業	1月1日	12月31日							
			まてがし漁業	1月1日	12月31日							
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日							
			はいがし漁業	1月1日	12月31日							
			じゃみせんがい漁業	1月1日	12月31日							
			たご漁業	1月1日	12月31日							
		顧むし漁業	1月1日	12月31日	840日	たご漁獲量 4,968.6kg(うち農共4,566.6kg)	12人					
		しゃご漁業	1月1日	12月31日	【※】	【※】	【※】					
		いそぎんちやく漁業	1月1日	12月31日	【※】	【※】	【※】					
		第2種共同	竹羽瀬漁業	1月1日	12月31日	0日	-	1,282人	1人			
		三尺網漁業	1月1日	12月31日	360日 【※】	アキアミ漁獲量 4,000kg シハエビ漁獲量 35,000kg(うち農共34,000kg) 【※】	1,282人	12人 【※】				
		あみもじ網漁業	1月1日	12月31日								
		こうもり網漁業	1月1日	12月31日								
		待網漁業(繁網及び手摺網漁業)	1月1日	12月31日	660日 【※】	ガザミ漁獲量 683.3kg(うち農共680.3kg) インガニ漁獲量 993kg(うち農共132kg) コウイカ漁獲量 7,571kg(うち農共1,850kg) ハゼクサ漁獲量 438.6kg(うち農共236.1kg) あなご漁獲量 3kg 【※】	1,282人	11人 【※】				
		かこ漁業	1月1日	12月31日								
		いかかご漁業	1月1日	12月31日								
あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日										
うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。)	1月1日	12月31日	【※】	【※】	【※】							

【※】知事免許漁場分を含む(農共分は内数として記載)。漁協へのヒアリングにより、漁業者は農共の漁場と有共の漁場を一体的に利用していることを確認。

報告対象期間

①令和4年5月1日～令和5年4月30日(漁連)

②令和4年4月1日～令和5年3月31日(漁協)

【区画漁業権】

免許番号	漁業権者	(2)漁業権の内容	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
				始期	終期	操業状況 (のり網枚)	生産量	行使権者数	行使状況			
農区第1号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	56人	0人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・資格審査の実施 2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃	x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第1号	大川漁業協同組合	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	15人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第1号	上新田漁業協同組合	第1種区画漁業	かきひび建養殖業	1月1日	12月31日	—	—	28人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第11号	川口漁業協同組合	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	56人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第11号	大川漁業協同組合	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	15人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第11号	上新田漁業協同組合	第3種区画漁業	かき養殖業	1月1日	12月31日	—	—	28人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第205号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	0枚	総生産枚数 6.4億枚 総生産額 105.3億円 【※】	12人	0人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・「のり養殖漁場行使にあたり厳守すべき行使の内容」 (厳守事項)を公示 ・漁業権管理委員会の実施 ・資格審査の実施 2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・漁場清掃 ・漁場巡回監視 ・漁場調査 3. その他の取組 ・新規就業者向け研修会の開催	x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第206号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	0枚		435人	0人		x	適切かつ有効に活用されていない。現時点で漁業権はない。
農区第207号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	6,000枚		435人	58人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第208号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	4,670枚		435人	65人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第209号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	10,150枚		435人	105人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第210号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	17,634枚		435人	177人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第211号	福岡有明海漁業協同組合連合会	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	12,090枚		435人	151人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第212号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	50枚		12人	1人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第212号	大川漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	0枚		15人	0人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第213号	川口漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	1,020枚		12人	11人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第213号	大川漁業協同組合	第1種区画漁業	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	380枚	15人	13人	○	適切かつ有効に活用されている。		

【※】知事免許漁場分を含む。

5 水管 第2612号  
令和6年1月23日

佐賀県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 坂本 哲志

漁業法第90条第2項に基づく資源管理の状況等の報告について

佐賀県有明海漁業協同組合から漁業法（昭和24年法律第267号）第90条第1項の規定に基づき資源管理の状況等の報告があったので、同条第2項の規定に基づき貴委員会に報告する。

【共同漁業権】

報告対象期間: 令和4年4月1日～令和5年3月31日

(1)免許番号等		(2)漁業種の内容	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況	生産量	行使権者数	行使状況			
農共1号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種共同	かき漁業	1月1日	12月31日	かき漁業 150日 あさり漁業 30(うち農共30)日 はまぐり漁業 26(うち農共10)日 にし漁業 33(うち農共5)日 しおふき漁業 50日 たこ漁業 247(うち農共93)日 しゃこ漁業 40日 【※】	かき漁業 1,747.5kg あさり漁業 5(うち農共5)kg はまぐり漁業 55(うち農共20)kg にし漁業 118(うち農共3)kg しおふき漁業 2,000kg たこ漁業 2,245(うち農共802)kg 【※】	1,726人	かき漁業 12人 あさり漁業 1(うち農共1)人 はまぐり漁業 255(うち農共1)人 にし漁業 258(うち農共1)人 【※】	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・行使規則の遵守 ・体調制限・漁具の制限 2. 共同漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・海面清掃の実施(河川より流下する枯草の除去) ・海岸・漁港清掃 ・海底耕運 3. 資源維持・増殖等のために実施している取組 ・委員会指示による採捕禁止 ・資源量の著しく減少している魚種の自主的採捕停止 ・県水産振興センターによる定期・臨時モニタリングによる赤潮情報の生産者への提供 ・種苗放流	○	適切かつ有効に活用されている。
			あさり漁業	1月1日	12月31日							
			からすがい漁業	1月1日	12月31日							
			はまぐり漁業	1月1日	12月31日							
			ばい漁業	1月1日	12月31日							
			あかがい漁業	1月1日	12月31日							
			くまさるぼう漁業	1月1日	12月31日							
			もがいの漁業	1月1日	12月31日							
			にし漁業	1月1日	12月31日							
			たいらぎ漁業	10月1日	翌年5月31日							
			しおふき漁業	1月1日	12月31日							
			あげまき漁業	1月1日	12月31日							
			まてがいの漁業	1月1日	12月31日							
			うみたけ漁業	1月1日	12月31日							
			はいがいの漁業	1月1日	12月31日							
			しゃみせんがいの漁業	1月1日	12月31日							
			たこ漁業	1月1日	12月31日							
			餌むし漁業	1月1日	12月31日							
		しゃこ漁業	1月1日	12月31日								
		いそぎんちゃく漁業	1月1日	12月31日								
		第2種共同	竹瀬漁業	1月1日	12月31日	10日	-	2人	1人			
			三尺網漁業	1月1日	12月31日	2日	-	13人	3人			
			あみもじ網漁業	1月1日	12月31日	444日	2,328kg	73人	53人			
			こうもり網漁業	1月1日	12月31日	47日	351kg	37人	27人			
			待網漁業(繁網及び手押網漁業)	1月1日	12月31日	579日	3,467.5kg	54人	44人			
			かにかご漁業	1月1日	12月31日	106日	730kg	17人	7人			
			いかかご漁業	1月1日	12月31日	-	-	4人	-			
あなごかご漁業(釜を使用するものを含む。)	1月1日		12月31日	122(うち農共15)日	293.5(うち農共10)kg	28人	13(うち農共1)人					
うなぎかご漁業(釜を使用するものを含む。)	1月1日		12月31日	47日	34.5kg	22人	17人					

【※】知事免許漁場分を含む(農共分は内数として記載)。漁協へのヒアリングにより、漁業者は農共の漁場と有共の漁場を一体的に利用していることを確認。

【区画漁業権】

報告対象期間:令和3年9月1日～令和4年4月30日

(1)免許番号等		(2)漁業権の内容	(3)漁業の名称	(4)漁業時期		(5)漁場の活用の状況		(6)組合員行使権		(7)資源管理に関する取組の実施状況	点検結果	評価
免許番号	漁業権者			始期	終期	操業状況 (のり網枚)	生産量	行使権者数	行使状況			
農区第201号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	2,850枚	総生産枚数 0.9億枚  総生産額 18.1億円	88人	63人	1. 漁業権行使規則の取組実績 ・漁業の方法(養殖規模、養殖期間等)を遵守  2. 区画漁業権内の漁場環境保全のため実施している取組 ・継続的な養殖生産を行うため、集団管理を実施。(病害対策、養殖水位設定、採苗日、冷凍網出庫日等) ・漁場改善のための取り組みを実施。(河岸・海岸・海面清掃、植林活動、海底耕耘、二枚貝類の増殖等) ・組合員行使権者に対し漁業関係法令及び行使規則、のり養殖に関する基本方針、活性処理に関する実施要領を遵守  3. その他の取組 ・水産資源の持続的及び効率的な利用に資するため、研究機関等が実施する試験研究、調査等に協力	○	適切かつ有効に活用されている。
農区第202号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	1,454枚		243人	44人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第203号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	3,043枚		116人	55人		○	適切かつ有効に活用されている。
農区第204号	佐賀県有明海漁業協同組合	第1種区画	のりひび建養殖業	9月1日	4月30日	16,258枚		324人	251人		○	適切かつ有効に活用されている。



有明海(操業区域に農区を含む)における知事許可漁業の許可状況  
(基準日:令和6年1月1日)

福岡県

漁業種類		許可件数	許可の有効期限
えび2そうびき網漁業		0	—
あんこう網漁業		0	—
潜水器漁業		0	—
げんしき網漁業		15	令和10年6月30日
固定式刺し網漁業		354	令和10年6月30日
空つりなわ漁業		2	令和10年6月30日
刺し網漁業	すずき流し刺し網漁業	26	令和10年6月30日
	えび三重流し刺し網漁業	50	令和10年6月30日
	雑魚一重流し刺し網漁業	46	令和10年6月30日
	さわら一重流し刺し網漁業	0	—

佐賀県

漁業種類		許可件数	許可の有効期限
えび2そう船びき網漁業		1統	令和5年11月30日
あんこう網漁業		22統	令和9年6月30日
げんしき網漁業		82	令和9年6月30日
固定式刺網漁業		950	令和9年6月30日
刺網漁業	すずき流し刺網漁業	110	令和9年6月30日
	えび三重流し刺網漁業	308	令和9年6月30日
	雑魚一重流し刺網漁業	224	令和9年6月30日
	さわら流し刺網漁業	0	—
	雑魚三重流し刺網漁業	106	令和10年2月29日